

(1) -1 倫理規程（自主行動基準）の解説

公益社団法人大阪技術振興協会 倫理委員会

前文

公益社団法人大阪技術振興協会(以下、「本協会」という)は、科学技術に関するコンサルティング業務の振興に対する意義並びにこれが社会に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国の科学技術の振興及び産業と地域社会の発展に寄与し、将来にわたって持続可能な社会を実現するために、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言する。

会員は、自らの職責を自覚し、その専門知識と経験を活用し、この規程を遵守して、良心に従い公正かつ誠実に行動する。

(解説)

1. 一般に前文は、憲法をはじめ法規類や憲章、規程などにおいて、制定の目的、理由や原則などを述べている。
2. 本前文では、まず本協会の高邁な存在意義と重要性、活動目的、およびそのために倫理の高揚と使命の達成に努めることを格調高く宣言している。
3. 科学技術に関する「コンサルティング業務」は、公益目的のみならず、営利目的の業務を含めて広範な業務を示す。
4. 会員は、技術士法による義務と責務を遵守することは大前提である。
 - ・技術士法による義務とは、法第44条 信用失墜行為の禁止義務、法第45条秘密保持義務、法第46条 名称表示の場合の義務の3つの義務
 - ・技術士法による責務とは、法第45条の2公益確保の責務、法第47条の2資質向上の責務の2つの責務
5. それを踏まえた上で、本会員は業務を遂行するに際し、以下のことを留意すること。

なお、業務は、事業の構成要素である。

 - ①自らの職責を自覚する。
 - ②専門知識と経験を活用する。
 - ③この規程を遵守する。
 - ④良心に従う。
 - ⑤公正に行動する。
 - ⑥誠実に行動する。
6. 技術士は、生涯現役のライセンスを持つといわれるが、既得権としての技術士資格に奢ることなく、CPD（継続研鑽）はもとよりのこと、また加齢に伴う、体力、知力、気力の劣化を常に自己点検し万全を期すことも、重要な職責の自覚に含まれる。

(用語の説明)

- ・「公正」：特定の人だけの利益を守るのではなく、誰に対しても公平に扱うことをいう。
- ・「誠実」：言動に嘘、偽りやごまかしがなく、真剣にことに当たることをいう。

(公益の確保と公正の維持)

第1条 会員は、業務の公共性に鑑み、常に公益を確保し厳正中立の立場に立つて業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払う。

(解説)

1. 「業務の公共性に鑑み」とは、本協会の事業は公益目的を持つので、その事業を構成する業務は、

公共性を持つことを常に考慮して遂行することを示す。

2. 「公益を確保する」とは、社会一般の利益(公共の利益)を確保することをいう。
これは、(公社)日本技術士会の技術士倫理綱領(平成23年3月17日制定)第1条(公衆の利益の優先)「技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先する。」を念頭に置いたものである。
3. 「厳正中立の立場」とは、厳密にどちらかに不当に偏らない立場
4. 技術士倫理綱領には、第4条(真実性の原則)において、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行うとしている。もともと会計の分野で、示された数値が事実に基づいた真実なものでなければならないことを「真実性の原則」という。

(業務の誠実な履行)

第2条 会員は、事前に自らの立場及び業務範囲を明確にし、自らの責任を自覚して誠実に業務を履行する。

(解説)

1. 「業務の誠実な履行」とは、自己の専門的領域に係る知識や経験、能力を活かし、かつ注意を払い、代理人又は受託者として雇用者又は依頼者から委託されている業務を適正に進行管理し、遂行することを言う。
2. 「事前に自らの立場、業務範囲を明確にする」とは、「自分の有能な領域においてのみサービスを行う」という有能性原則に基づき、自己の立場、能力等を明確にし、確実に自分の力量が及ぶ業務範囲においてのみ業務を履行することを言う。
3. そのためには、業務の受託に際し、有利になるように力量や経歴等を誇大に申告したり、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示してはならない。
4. 業務の履行に際して、業務に関わる納期、機能、品質等要求事項について不明又は不備の点が生ずれば、その状況や内容を明らかにし、依頼者等と緊密に協議するなどして、両者間での利害関係が相反する事態を回避するように努めることも誠実な業務の履行につながる。
5. 「責任を自覚して」とは、自らが履行した業務または自らの指導の下で履行した業務について、場合によっては応分の責任が問われることもあることを認識すること。また、業務の履行によって提供したサービスや報告書等成果物に瑕疵があった場合は、誠意をもってその修復に努めるなど応分の責任があることを認識すること。

応分の責任が問われかねない事例として、本協会再受託請負契約書第11条(損害賠償)の損害賠償の規定がある。第11条では、再受託した会員の責めに帰する理由により、本協会又は第3者に損害を与えたときは、その損害を賠償することが求められることもある。

(用語の説明)

- ・「立場」
専門領域、業務を行う上での役職身分等を指す。
- ・「力量」
人の能力の大きさの度合・程度
- ・「有能性」

有能性とは、IEA (International Engineering Alliance APEC エンジニア等3つの国際技術者登録協定、ワシントン協定など3つの技術者教育認定に関わる国際協定の加盟団体の集まり) 倫理規程の7原則の一つ。

有能性原則とは、NSPE (National Society of Professional Engineers 全米プロフェッショナル・エンジニア協会) 基本綱領で、技術者はその専門職の業務の遂行において、「2. 自分の有能な領域においてのみサービスを行なう。」と定めている。

(守秘義務)

第4条 会員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用しない。ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りではない。

(解説)

1. 「正当な理由」を例示する。

①原則：情報所有者の事前の同意

②法令に基づき開示しなければならない場合

③業務の履行に当たり、公益、すなわち公衆の安全、健康や財産を害する事態に遭遇したとき、依頼者に知らせ、防止策を提案したにもかかわらず適切な解決が得られない場合

2. 業務上知り得た秘密は、業務の遂行期間中はもとより、その後も漏らし、又は盗用してはならない。

(用語の説明)

・「秘密」

依頼者が外部に公開することのない情報。

・「盗用」

情報を情報所有者の許可なく、無断で転用すること。

(資質の向上と品位の保持)

第4条 会員は、複雑多様化する業務に対処するため、常に知識・技術を研鑽し、専門家としての資質の向上と品位の保持に努め、科学技術を通し社会の発展に寄与する。

(解説)

「資質の向上」とは、読む・書く・話す・教える等の基本的な行為を通じて自らの専門分野及び専門周辺分野の知識・技術を研鑽し、専門家としての質的レベルアップを図ること。加えて、会員相互の連携や共同研究によって、会員相互の啓発を図ることをいう。

資質向上の具体的な事例を、以下に記述する。

①書籍・論文・研修会や会合の資料（以下、知的情報という）を読み、そのコンテンツである知識・技術を理解する。また、知的情報を応用し、新たな技術を開発する。ここでいう知的情報には、紙媒体のみではなく電子媒体を含む。

②修得した知識・技術を知的情報で表現し、研究会・研修会・会合等で発表する。さらに書籍・論文・知財等にまとめ公表する。

③発表、公表時には、参画した人や読者との議論や意見を通じて、さらなる知識・技術を広め、深めて、自らを継続的に研鑽する。

④後進や仲間等と知的情報を共有し、知識・技術を伝承する。これらの活動を通じて人材育成を行う。

(用語の説明)

・「品位」

倫理を行使する主体に求められる『自己の完成』と『他者の幸福』を目指す自己陶冶の努力によりにじみ出る人間の特性をいう。

・「品位の保持」

自らの持てる能力や資質を最大限に発揮して、かつ、他者への思いやりを持ち、社会性や対人関係を良好にし、人格的価値を保つことをいう。

(不当競争の禁止)

第5条 会員は、業務の質が低下するような同業者との不当な競争を行わない、又は同業者の業務を妨げない。

(解説)

1. 本協会は、公益目的を達成する目的で公共事業等の技術支援等を行なっている。
本条の意図するところは、本協会定款第2章第3条で目的及び第4条で事業を定め、事業目的の達成と社会的信用に維持・向上に努力すると定めているように、事業目的達成を阻害し、かつ社会的信用を失墜させるような同業者との不当な競争を自主行動基準としながらも自らに厳しく禁じた条項である。
係る条項を規定する学協会は、一部を除き皆無であるが、当協会の過去の事業活動に係わって起こされた同質的な事犯を踏まえて、敢えてかかる条項を規定することとなったものと思慮する。
2. 「不当な競争を行わない」とは、例えば、品質等の著しい低下をきたすような低価格による不当な競争を行うこと、あるいは悪意を持った敵対対抗意識から、不当に報酬を引き下げて、業務を受注するような、いわゆる「不当廉売」行為は、独占禁止法に基づき、不公正な取引方法の一つとして禁止されているように、公正な競争を妨害する卑劣な行為を戒めている。
3. 近年、業務の見積り・契約に際し、低価格の傾向は止まらず対価の格差も拡がり、中には技術士個々の独創性が発揮できず、顧客ニーズに応えられる業務の履行ができるか懸念する声もある。低価格化は技術士の技術力の低下をもたらし、ひいては業務成果の品質の低下に繋がる。また、いうまでもなく公正でかつ自由な競争に係る適正な低価格化は合法的であるとはいえ、技術士自らの専門的力量を軽んじ、技術士としての専門的労働対価の正当性を損なう行為であり、技術士全体の適正な報酬体系と労働の正当性を否定するもの。
また、技術士全体の専門的權威をも失墜させ、社会的信用と地位向上を損ねることに繋がる行為であり、慎むべきである。
かつ、独占禁止法で禁止されている「不当廉売」に当たる不当に低い価格での取引行為は、公正な競争を妨げるもの。
4. 「同業者の業務を妨げない。」とは、客観的事実に基づくことなく、同業者または同業者の業務成果を誹謗・中傷・批判し、事実無根の風評を流布するなどによって、同業者があたかも専門的力量が劣り、人格に欠落があるがのごとき言行動を行うことなどによって業務を妨害するかの行為をも戒めている。
5. また、不当に報酬を引き上げる行為も、自らの力量を不当に評価・欺瞞し、あるいは誇大に広告して、不当に報酬を授受するもので、絶対にあってはならない。

(用語の説明)

・「同業者」

業務目的を同じくする個人または団体。

本協会と同等業種の事業を行う団体もしくは個人事業者を指している。会員でも、技術士事務所等を設立して業務活動を行なっている技術士も多い。従って、会員の個人技術士事務所と本協会とが特定の業務に関して競合する場合もある。

・「不当」

(1) 道理に合わないこと。適当でないこと。または、そのさま。

(2) 違法ではないが、法規定の趣旨・目的に照らして妥当出ないこと（さま）（三省堂大辞林より）

・「不当廉売」

「ダンピング」とも呼ばれ、広義には採算を無視した低価格で商品を投げ売りすること（公正

な競争を妨げるなど不当に安い価格で販売すること)をいう。

・「報酬」

一般的には、労務や物の使用に対する金銭的又は物質的な対価。

労務の質と労務時間の長さ、物の質や使用上の条件などから評価し、適切に支払われるもの。標準的な対価値が定められている場合がある。

なお、(公社)日本技術士会は、技術士業務を行う場合の業務報酬手引きを作成し、それに従って行うことが推奨されるとしている。

(相互協力)

第6条 会員は、業務遂行にあたり、必要あるときは、会員相互に連携し、又は他の専門家の協力を求めるように努める。

(解説)

1. 「会員相互に連携」とは、会員は、自己の専門技術に基づいて自ら責任ある行動をとることが基本であるが、より一層適切な業務対応とするため、当該技術分野に精通した会員技術士並びに異なる専門技術分野の会員技術士とも連携・協働し、独善、思い込み又は知見不足等による不適切な対応とならないよう努めることをいう。
2. 他の専門家の協力とは、会員は、自己が専門としない技術に関連する事項については、当該技術分野に精通した研究者並びに技術士等他の専門家の協力を得て、俯瞰的視点かつ境界領域を含む幅広い技術の適用を図り、当該業務へのなお一層適切な対応に努めることをいう。

(法令等の遵守、名誉保持の義務)

第7条 会員は、法令、本協会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接間接を問わず、他の会員又は協会の名誉又は信用を傷つけない。

(解説)

1. 「名誉保持」とは、自らのみならず、他の会員との関係において相互の信頼を維持する。また、会員は、本協会の社会的信用を高めることをいう。
2. 「間接を問わず」とは
例えば、
 - ①陰で他の会員や協会について誹謗や中傷をいうこと
 - ②他の会員が違反していることを知りながら、問いかけることをせず看過することなどをいう。

平成24年5月11日改訂

(以上)